

■ 改正「祝日法」成立 → 2018年12月8日 改正「祝日法」 参議院で可決

施行日 平成30年12月14日

Ⅰ 2019年 祝日法改正による休日変更への対応

Ⅰ 2020年 東京五輪による休日変更への対応



「国民の祝日に関する法律」（通称「祝日法」(昭和23年法第178号)は全3条で構成され、【第1条に法の目的、第2条は国民の祝日として下表のように定めています。第3条では「国民の祝日」は休日とするとし、同条第2項では「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする、又その前日及び翌日が「国民の祝日」である日は休日とする】と規定しています。

元日	1月1日	年のはじめを祝う
成人の日	1月の第2月曜日	おとなへの自覚・成人への祝いと励まし
建国記念の日	政令で定める日 2月11日	建国をしのび、愛国心を養う
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ
昭和の日	4月29日	激動と復興の昭和を顧み、将来を思う
憲法記念日	5月3日	日本国憲法施行を記念し、国の発展を期す
みどりの日	5月4日	自然の恩恵に感謝し豊かな心をはぐくむ
こどもの日	5月5日	子供の人格を尊重し幸福を図り母への感謝
海の日	7月の第3月曜日	海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄願う
山の日	8月11日	山に親しむ機会を得てその恩恵に感謝する
敬老の日	9月の第3月曜日	長年社会に貢献した高齢者への敬愛・祝意
秋分の日	秋分日	祖先をうやまい、故人をしのぶ
体育の日	10月の第2月曜日	スポーツに親しみ、健康な心身を培う
文化の日	11月3日	自由と平和を愛し、文化をすすめる
勤労感謝の日	11月23日	勤労を尊び、生産を祝い互いに感謝しあう
天皇誕生日	12月23日	天皇の誕生日を祝う

※「春分の日」は天文観測による春分の起る春分日が選定され祝日とされる。通例、3月20日から3月21日ごろのいずれか1日。「秋分の日」は天文観測による秋分が起る秋分日が選定され祝日とされる。通例9月22日から9月23日ごろのいずれか1日。祝日数は1948年の法制定時は9日、20年は16日。

平成31年（2019年）の「国民の祝日」及び「休日」は現行の祝日法の規定（未施行の規定を含む）によれば、次のようになります。

2019年 は次のような祝日と休日になり、天応誕生日がなく12月23日は平日となる。

祝日

1月	1日	火	元日	
〃	14日	月	成人の日	1月の第2月曜
2月	11日	月	建国記念の日	
3月	21日	木	春分の日	
4月	29日	月	昭和の日	
5月	1日	水	天皇の即位の日 ※	
〃	3日	金	憲法記念日	
〃	4日	土	みどりの日	
〃	5日	日	こどもの日	
7月	15日	月	海の日	7月第3月曜
8月	11日	土	山の日	
9月	16日	月	敬老の日	9月第3月曜
〃	23日	日	秋分の日	
10月	14日	月	体育の日	
10月	22日	火	即位礼正殿の儀の日 ※	
11月	3日	土	文化の日	
〃	23日	金	勤労感謝の日	

休日

4月	30日	月	祝日法第3条第2項による休日
5月	2日	月	祝日法第3条第2項による休日
〃	6日	月	祝日法第3条第2項による休日
8月	12日	月	祝日法第3条第2項による休日
11月	4日	月	祝日法第3条第2項による休日

※ 天皇の即位の日 5月1日及び即位礼正殿の儀が行われる10月22日は祝日扱いとなったため4月30日と5月2日も休日となります。

※ 皇室典範特例法の施行の日（平成31年（2019年）4月30日）の翌日より、天皇誕生日が12月23日から2月23日になります。

2019年 GWは10連休に・・・

4/27	28	29	30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		昭和の日	天応陛下退位休日	新天皇即位 祝日	休日 休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日

- 2020年「体育の日」はスポーツの日になります。
- 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正法により、「祝日法」の特例が設けられました。
- 東京オリンピック競技大会の円滑な運営に資するため 2020年に限り次のように祝日を変更されます。

➡ 「海の日」は7月23日に

➡ 「体育の日」（スポーツの日）は7月24日に

➡ 「山の日」は8月10日に変更されました。



東京タワー 60th Anniversary



赤と白の美しいシンプルなデザイン

2020年 の祝日

【天応誕生日が2月23日となる】

1月	1日	水	元日	
〃	13日	月	成人の日	1月の第2月曜
2月	11日	火	建国記念の日	
2月	23日	日	天皇誕生日	
3月	20日	金	春分の日	
4月	29日	水	昭和の日	
5月	3日	日	憲法記念日	
〃	4日	月	みどりの日	
〃	5日	火	こどもの日	
7月	23日	木	<u>海の日</u>	7月第3月曜
〃	24日	金	<u>スポーツの日</u>	
8月	10日	月	<u>山の日</u>	
9月	21日	月	敬老の日	9月第3月曜
〃	22日	火	秋分の日	
11月	3日	火	文化の日	
〃	23日	月	勤労感謝の日	

2020年の休日

2月	24日	月	祝日法第3条第2項による休日
5月	6日	水	祝日法第3条第2項による休日
〃	6日	月	祝日法第3条第2項による休日
8月	12日	月	祝日法第3条第2項による休日
11月	4日	月	祝日法第3条第2項による休日

2021年 の祝日

1月	1日	金	元日	
〃	11日	月	成人の日	1月の第2月曜
2月	11日	木	建国記念の日	
〃	23日	火	天皇誕生日	
3月	20日	土	春分の日	
4月	29日	木	昭和の日	
5月	3日	月	憲法記念日	
〃	4日	火	みどりの日	
〃	5日	水	こどもの日	
7月	19日	月	海の日	7月第3月曜
8月	11日	水	山の日	
9月	20日	月	敬老の日	9月第3月曜
〃	23日	木	秋分の日	
10月	11日	月	スポーツの日	
11月	3日	水	文化の日	
〃	23日	火	勤労感謝の日	

2021年の休日

2月	24日	月	祝日法第3条第2項による休日
4月	30日	月	祝日法第3条第2項による休日
5月	2日	月	祝日法第3条第2項による休日
〃	6日	月	祝日法第3条第2項による休日
8月	12日	月	祝日法第3条第2項による休日



初の10連休GW(4/27 ~ 5/6)海外旅行予約満席・レジャー賑わい

- ▶ 医療・金融・保育・市場などにリスク
- ▶ 社会生活や企業活動に与える影響は…決算発表は短期集中
- ▶ 給与振り込み・税納付手配はお早めに…

■ 「祝日法」施行以来最も長い10連休への対応が急がれている。

医療、金融、保育、介護など行政サービスの低下が懸念され、それらへの政府の対応が急がれる。

自治体や民間の協力が必要であるが保育士不足は変わらず、対応は難しいようである。

医療、特に課題となっている救急医療体制への医師会の協力が待望されている。

又、東証や先物売買取引所が10連休中の間も海外市場は動いており、日々刻々と変動する海外市場への対応や市場リスク、マーケットへの影響も懸念されている。

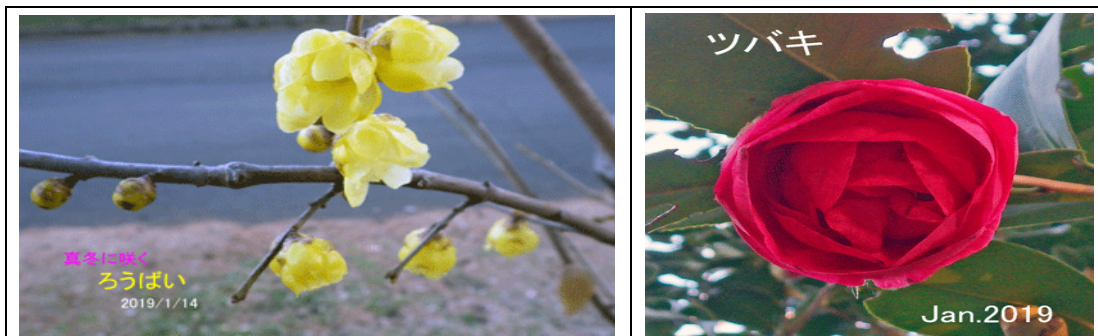
このため想定外の損失なども予測され連休前には資産圧縮に動く可能性も考えられている。

■ 更に、連休明けの週末には3月期決算企業の決算発表がピークを迎える。(45日ルールにより3月期の決算発表期限は5月15日(水)である)。

連休前の前倒しには作業準備期間の問題もあり、通常の年でさえこの期間に集中する決算発表が5/7から5/15までの短期間に集中することが予想され、企業は会場の手配など始めているようである。

■ 銀行などの金融機関にとってもデータ保管、システムへの対応、夜間金庫などの物理的対応その他多くの対策課題を抱えているようである。

■ 民間企業の対応…祝日・休日に休みを取ることが元来難しい業種も多い。特に小売り、サービス業などは逆に業務多忙となり、シフトの組み換えが必要となる。



真冬に咲くろうばい

1月に咲いていたツバキ